

番号	鳥獣保護区特別保護地区の名称	区域	面積(ha)	期限(令和)
13	浅間	浅間鳥獣保護区のうち長野県上田市所在の国有林千曲川上流森林計画区1031林班、1032林班、1033林班、1034林班、1035林班、1036林班、小諸市所在の国有林千曲川上流森林計画区2166林班、御代田町所在の国有林千曲川上流森林区2167林班の区域(ハ小班火山館敷地除く)	1,733	13.10.31
17	十の原	須坂市と上田市菅平高原の境界にある根子岳避難小屋を起点とし、同点から同境界を南東進し、群馬県と長野県の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、真田滝ノ入県行造林地と上田市行造林地との接点(的岩山頂北部)に至り、同点から同境界を北西進し滝ノ入沢との接点に至り、同点から上田市民有林第2122林班と第2123林班の境界を北西進し、上田市民有林第2122林班と第2123林班と第2148林班の境界と上田市真田町十の原地籍在所の山家神社里宮を結ぶ線との接点に至り、同点から同線を北進し、中尾根三角点(標高約1917メートル)を結ぶ線との接点に至り、同点から同線を北西進し、根子岳避難小屋を結ぶ線との接点に至り、同点から同線を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	705	11.10.31
21	塩嶺	岡谷市塩尻峠付近の国道20号線と市道小野立公園内線との接点を起点とし、同点から同国道を北西進し、同国道と松井沢との交点に至り、同点から同沢を北東進し、同沢と塩尻市と岡谷市の市界との接点に至り、同点から同市界を北進し、同市界と通称カエルが池(カワズが池)との接点に至り、同点から今井区有林と小井川区有林の境界線を東進し、同境界線を東進し、同境界線と塩嶺高ポッチハイキングコースとの交点に至り、同点から同ハイキングコースを南進し、林道高ポッチ山線を二度横切り、更に南進し、同ハイキングコースと林道高ポッチ山線との交点に至り、同点から同林道を南東進し、岡谷市森林植物園北東端接点に至り、同点から同植物園界を南進し更に西進し、同植物園界と深沢との接点に至り、同点から同沢を南東進し、同沢と旧中仙道との交点に至り、同点から同道を北西進し、同道と市道小野立公園内線との接点に至り、同点から同市道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし塩尻市大字東山上条益司の宅地及び農地2ヘクタールは除く	121	7.10.31
41	三峰川上流	三峰川上流鳥獣保護区の内、上伊那郡長谷村所在の南信森林管理署浦国有林中第2林班から第4林班までの各林班、同第56林班から第59林班までの各林班、同第65林班及び第66林班、同第70林班から第73林班までの各林班、同第89林班から第94林班までの各林班、同第101林班から第104林班までの各林班、同第108林班から第120林班までの各林班の区域一円	4,914	14.10.31
45	萱野高原	上伊那郡箕輪町大字福与地籍の林道中樽線と林道峰山線の交点を起点とし、同点から林道中樽線を西進し、鹿垣山の神へ至る歩道との接点に至り、同点から同歩道を西進し、闇沢との交点に至り、同点から同沢を西進し、林道澄心寺線との接点に至り、同点から同林道を西進し、通称六本木地籍に通じる歩道との接点に至り、同点から同歩道を北東進し、東側尾根道との接点に至り、同点から同道を東進し、箕輪町三日町地籍の旧スキス跡地に通じる歩道との接点に至り、同点から同歩道を北東進し、歩道十八曲線との接点に至り、同点から同歩道を北東進し、林道中樽線との接点に至り、同点から同林道を南進し、作業道峰山線との接点に至り、同点から同作業道を南進し、林道峰山線との接点に至り、同点から同林道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	133	10.10.31
52	万古川	天竜川支流万古川と歩道やせね線との接点を起点とし、同点から同歩道を北進し、馬背山に至り、更に北進し、ヤキガレ沢との交点に至り、同点から同沢を南東進し、万古川に至り、同点から同川を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	80	9.10.31
74	のぞきど	木曾郡大桑村大字野尻字太田代地籍の農道袖山線と林道野尻与川線の分岐点を起点として、同点から同農道を300メートル南進し、西側の尾根との接点に至り、同点から同尾根を西進し、同尾根と最初の北側の尾根との接点に至り、同点から同尾根を北進し、同尾根と林道野尻与川線との接点に至り、同点から同林道を北進し、神戸沢に掛かる橋を渡り、同橋から100メートル同林道を北進し、同林道と村有林と私有林の境界線上の尾根との接点に至り、同点から村有林と私有林との境界を北東南進し、同尾根と大桑村と木曾郡南木曾町の町村界との接点に至り、同点から同町村界を西進し、のぞきど森林公園の境界線との接点に至り、同点から同境界線を北西進し、同境界線と大桑村と南木曾町の町村界との接点に至り、同点から同町村界を北西進し、同町村界と村道神戸沢除木戸線との接点に至り、同点から同林道を西進し、同林道と林道野尻与川線との接点に至り、同点から林道野尻与川線を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	178	14.10.31
77	美ヶ原	美ヶ原鳥獣保護区のうち、松本市大字入山辺松沢地籍の民有林第62林班と第71林班の境界と松沢との交点を起点とし、同点から同境界を北東進し、日向沢本尾根との接点に至り、同点から同尾根を北東進し、長野県有林と松本市入里財産区有林の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、林道よもぎこば線との交点に至り、同点から同林道を北進し、長野県有林と私有林の境界との接点に至り、同点から同境界線を北東進し、大門沢との交点に至り、同点から同沢を北東進し、国有林中信森林管理署管内第246林班と長野県有林の境界との接点に至り、同点から同境界線を南東進し、松本市と小県郡長和町和田の境界との接点に至り、同点から境界を南進し、松本市入山辺宇山辺山地籍の民有林第60林班ろ小班と同林班は小班の境界との接点に至り、同点から同境界を南西進し、民有林第59林班と第77林班の境界線との接点に至り、同点から同境界線を南進し、官行造林と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、民有林第59林班と第77林班の境界との接点に至り、同点から同境界を南西進し、国有林と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、県道松本和田線との交点に至り、同点から同県道を北西進し、民有林第71林班い小班5-イと同林班5-ロの境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、民有林第71林班い小班1-イと同林班5-イの境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、標高1,065.9メートル地点に通じる尾根との接点に至り、同点から同尾根を北西進し、標高1,065.9メートル地点に至り、同点から松沢に通じる尾根を北西進し、同沢との接点に至り、同点から同沢を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	764	10.10.31
82	北アルプス(国指定)	北アルプス鳥獣保護区保護区のうち、三俣蓮華岳を起点とし、同所から稜線を西進し三俣山荘に至る登山道との交点に至り、同所から谷すじを北進し黒部源流の谷すじとの交点に至り、同所から同谷すじを北東に進み岩苔乗越に至り、同所からワリモ岳と祖父岳を結ぶ登山道を西進し祖父岳に至り、同所から谷すじを北進し岩苔小谷との交点に至り、同所から同谷すじを北東に進み読売新道との交点に至り、同所から尾根を北東に進み東沢谷との交点に至り、同所から同谷すじを北東に進み富山県上新川郡大山町所在国有林富山森林管理署108林班い小班とイ小班的境界との交点に至り、同所から同小班界を北東に進み二ノ沢との交点に至り、同所から谷すじを東進し富山県と長野県の県境との交点に至り、同県境を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域、 長野県大町市所在国有林中信森林管理署542から544まで及び546の各林班イ小班的区域、三俣蓮華岳を起点とし、同所から富山県と長野県の県境を北東に進み同森林管理署546林班イ小班との交点に至り、同所から尾根を南東に進み南真砂岳に至り、同所から尾根を南西に進みワリモ沢との交点に至り、同所から尾根を南西に進み588林班イ小班とハ小班的境界との交点に至り、同所から谷すじを南進し三俣蓮華線との交点に至り、同所から尾根を南進しモミ沢と湯俣川との合流点に至り、同所から尾根を南進し樺沢三角点(2519.2メートル)に至り、同所から尾根を東進し硫黄沢との交点に至り、同所から谷すじを南東に進み硫黄尾根との交点に至り、同所から谷すじを南東に進み天狗沢との交点に至り、同所から同沢を南東に進み589林班ろ小班とイ小班的境界との交点に至り、同所から同小班界を南東に進み同林班は小班とイ小班的境界との交点に至り、同所から同小班界を北東に進み同林班と549林班との林班界に至り、同所から同林班界を南東に進み大町市と松本市の市界に至り、同所から同市界を南西に進み長野県と岐阜県の県境に至り、同所から同県境を北西に進み起点に至る線により囲まれた区域、同県松本市所在国有林中信森林管理署102から114までの各林班の区域、	9,110	6.10.31

		岐阜県吉城郡上宝村所在国有林飛騨森林管理署2176及び2178から2180までの各林班のイ小班の区域並びに三俣蓮華岳を起点とし、同所から長野県と岐阜県の県境を南東に進み同森林管理署2170林班と2176林班の林班界との交点に至り、同所から同林班界を南西に進み2170林班のイ小班とイ小班の小班界との交点に至り、同所から同小班界を北西に進み左俣谷との交点に至り、同所から谷すじを北西に進み樅沢岳と弓折岳を結ぶ稜線との交点に至り、同所から尾根を西進し2088林班と2089林班の林班界との交点に至り、同所から2088林班のイ小班とイ小班の小班界を西進し2086林班はイ小班とイ小班の小班界との交点に至り、同所から同小班界を北進し蓮華谷との交点に至り、同所から谷すじを北東に進み富山県と岐阜県の県境との交点に至り、同所から同県境を東進し起点に至る線により囲まれた区域、		
93	風吹岳	風吹岳鳥獣保護区内、北安曇郡小谷村所在の中信森林管理署風吹国有林中第630林班そ小班及びびむ小班並びに同浦川国有林中第636林班ほ小班、ち小班及びびぬ小班までの各林小班の区域一円	116	14.10.31
95	姫川源流	北安曇郡白馬村大字神城佐野地籍の農道24-18-1号線と姫川との交点(木橋)を起点とし、同点から同川を南進し、姫川源流部に至り、同源流部から南東に向かう沢を南東進し、村道1099号線との交点に至り、同点から南西に向かう尾根を南西進し、通称ドウガク山の山頂に至り、同山頂から南に伸びる尾根を南進し、国道148号線との交点に至り、同点から同国道を西進し、民有林26林班り小班11と同小班12との境界点に至り、同点から同境界を北進し、親海湿原に至り、同湿原を北進し、遊歩道に至り、同遊歩道を西進し、村道1098号線との接点に至り、同点から同村道を北進し、村道1099号線と林地の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、更に北進し、農道24-18-1号線に至り、同点から同農道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	107	9.10.31
102	戸隠山	戸隠山鳥獣保護区のうち、長野市戸隠地区字汪峰地籍の戸隠山国有林と民有林の境界標柱庚29を起点とし、同境界を南西進し、同国有林と戸隠神社有地の境界線との交点に至り、同点から逆サ川を南西進し、同川と森林植物園に至る歩道との交点に至り、同歩道を南西進し、北信森林管理署所管第1046林班へ小班とロ小班の小班界との交点に至り、同点から同小班界を西進し、同林班又小班とト小班の小班界との交点に至り、同点から同小班界を西進し、同林班ソ小班とレ小班の小班界との交点に至り、同点から同小班界を西進し、同林班カ小班とワ小班の小班界との交点に至り、同点から同小班界を西進し、同林班ツ小班との交点に至り、同点から同小班界を西進し、同林班タ小班との交点に至り、同点から同小班界を西進し、同林班ヨ小班との交点に至り、同点から同小班界を北西進し、同林班タ小班との交点に至り、同点から同小班界を北西進し、国有林と民有林の境界標柱庚70に至り、同点から同小班界を南東進し、境界標柱庚108に至り、同点から戸隠神社奥社山道を横断して同境界標柱47に至り、同点から同境界を北西進し、第1028林班と小班界との交点に至り、同点から同小班界を北東進し、同小班又小班とト小班の林班界との交点に至り、同点から同小班界を南東進し、同林班ハ小班とニ小班の小班界との交点に至り、同点から同小班界を南東進し、国有林と民有林の境界標柱庚3に至り、同点から同境界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	187	5.10.31
114	十三崖特殊	十三崖特殊鳥獣保護区内の夜間瀬川右岸の中野市深沢部落西端から下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字畔ノ上に至る約1,600mの間の高さ10メートルから20メートルの通称十三崖の区域	3	7.10.31
122	志賀高原	下高井郡山ノ内町の長野県と群馬県の境界にある鉢山山頂を起点とし、同点から洪池へ向かう尾根を南西進し、同尾根と同池との接点に至り、同点から上信越高原国立公園特別保護地区と同公園特別地域の境界を北西進し、同境界と国道292号線との接点に至り、同点から同国道を北進し、同国道と上信越高原国立公園特別保護地区と同公園特別地域の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、同境界と県道奥志賀公園線との接点に至り、同点から同県道を北東進し、同県道と通称寺子屋西尾根稜線との接点に至り、同点から同稜線を東進し、同稜線と寺子屋峰(標高2,125メートル)との接点に至り、同点から赤石山へ向かう尾根を南進し、同尾根から赤石山(標高2,108メートル)との接点に至り、同点から長野県と群馬県の境界を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	1,138	10.10.31